

埼玉県報

第 2 6 4 1 号 平成26年10月28日 火 曜 日

目 次

条例

- 埼玉県食の安全・安心条例の一部を改正する条例のあらまし(食品安全課)
- 埼玉県食の安全・安心条例の一部を改正する条例(食品安全課)

規則

○ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則(県立学校人事課)

告示

- 特別保護地区の指定(奥秩父)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(新座)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(喜多院)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(堂平山)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(大血川奥)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(奥秩父)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(観音山)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(越生中学校)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(萩ヶ丘小学校)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(高篠中学校)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(遺跡の森総合公園)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(智光山公園)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(笹井小学校)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(立正大学・文殊寺)(みどり自然課)
- 鳥獣保護区の更新(大吉)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(越生ゴルフ場)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(比企北部)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(行田)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(南河原)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(杉戸・宮代)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(美里・甘粕)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(大島新田)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(中川)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(北足立)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(大附)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(黒浜)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(栗橋)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(北川辺)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(白岡)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(小林)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(白岡第二)(みどり自然課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(上栢間)(みどり自然課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)

- 中里用水土地改良区の役員退任届(川越農林振興センター)
- 羽生領島中領用排水路土地改良区の役員就退任届(加須農林振興センター)
- 元荒川土地改良区の役員退任届(春日部農林振興センター)
- 県道日高川島線の区域の変更(飯能県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県食の安全・安心条例の一部を改正する条例 (埼玉県条例第五十三号) (食品

安全課)

趣旨

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

二内容

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴い、 同法を引用する食品の定義につ

いて規定を整備する。

三 施行期日

平成二十六年十一月二十五日

条 例

埼玉県食の安全・安心条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十三号

埼玉県食の安全・安心条例の一部を改正する条例

うに改正する。 埼玉県食の安全・安心条例(平成十六年埼玉県条例第四十六号)の一部を次のよ

に改める。 確保等に関する法律」に、「及び医薬部外品」を「、 第二条第二号中「薬事法」を「医薬品、 医療機器等の品質、 医薬部外品及び再生医療等製品」 有効性及び安全性の

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

規則

埼玉県立高等学校通則 \mathcal{O} 一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 髙 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第十四号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼 玉県立高等学校通則 (昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号) \mathcal{O} 一部を次の

ように改正する。

別表を次のように改める。

引表 (第3条関係)								
			男・女		生	徒定	·	
名 称	課程	学 科	・共学					
			の別	1年	2年	3年	4年	計
埼玉県立浦和高等学校	全日制	普通科	男					1, 120
	定時制	普通科	男	40	40	40	40	160
埼玉県立熊谷高等学校	全日制	普通科	男	360	360	360		1,080
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立川越高等学校	全日制	普通科	男	400	360	360		1, 120
埼玉県立春日部高等学校	全日制	普通科	男共	360	400	360		1, 120
	定時制	普通科	男	80	80	80	80	320
埼玉県立松山高等学校	全日制	普通科		280	320	320		920
林工用土川日喜燃料	A □ #d	理数科	男	40	40	40		120
埼玉県立川口高等学校	全日制	普通科		360	360	320		1,040
埼玉県立浦和第一女子高等学校	全日制	普通科	女女	360	360	400	40	1,120
林工具立能公士 了真熔 <i>쓴</i>	定時制	普通科普通科	女	40	40	40	40	160
埼玉県立熊谷女子高等学校	全日制	普通科普通科	女	360	360	360		1,080
埼玉県立川越女子高等学校 埼玉県立進修館高等学校	全日制	普通科	共	400	360	360		1, 120
埼玉 宗 立 進 修 貼 向 寺 子 仪	土口制	総合学科	共					120 560
		電気シス	共					40
		モメンハ	^	40	40			80
		情報メデ	共	10	10			40
		イア科	,,	40	40			80
		ものづく	共					40
		り科		40	40			80
埼玉県立春日部女子高等学校	全日制	普通科	女	280	280	280		840
		外国語科	女	40	40	40		120
埼玉県立松山女子高等学校	全日制	普通科	女	320	320	320		960
埼玉県立深谷第一高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立鴻巣女子高等学校	全日制	普通科	女	120	120	120		360
		保育科	女	40	40	40		120
		家政科学	女	40	40	40		120
		科						
埼玉県立誠和福祉高等学校	全日制	総合学科	共					360
		福祉科	共					240
埼玉県立常盤高等学校	全日制	看護科	共	80	80	80		240
	専攻科	看護専攻	共	80	80			160
		科						
埼玉県立浦和西高等学校	全日制	普通科	共	360	400	360		1,120
埼玉県立不動岡高等学校	全日制	普通科	共					960
		外国語科	共					120
埼玉県立本庄高等学校	全日制	普通科	共					960
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立児玉高等学校	全日制	普通科	共	160	200	200		560

埼玉県立飯	720					共			埼玉県立栗橋北彩高等学校
	, 040		320	360	360	共		全日制	埼玉県立越谷南高等学校
埼玉県立越	120		40	40	40	共	外国語科		
	680		240	240	200	共		全日制	埼玉県立北本高等学校
埼玉県立久	, 080		360	360	360	共			埼玉県立川越南高等学校
	840		280	280	280	共	普通科	全日制	埼玉県立熊谷西高等学校
埼玉県立月	120		40	40	40	共	理数科	A = 4-1	
t T 旧 土 和	720		240	240	240	共	普通科		
埼玉県立科	720		240	240	240	共	普通科	至日刑	埼玉県立草加南高等学校
埼玉県立大	120		40	40	40		外国語科	A □ #il	
林工用去儿	720 720		240	240	240	共			埼玉県立大宮武蔵野高等学校 埼 玉 県 立 富 士 見 高 等 学 校
埼玉県立小 埼玉県立	880		240	240	240	共			埼玉県立滑川総合高等学校
4 上 斤 上	720		240	240	240	共			埼玉県立羽生第一高等学校
埼玉県立草	840		280	280	280	共			埼玉県立上尾南高等学校
*****	720		200	200	200	共	普通科	全日制	
埼玉県立朝	960		320	320	320	共	普通科		埼玉県立春日部東高等学校
	120		40	40	40	共	人文科	T 10 103	
埼玉県立岩	680		240	240	200	共		全日制	埼 玉 県 立 白 岡 高 等 学 校
1 4 4 7 4	960		320	320	320	共	普通科		埼玉県立杉戸高等学校
	920		320	320	280	共	普通科		
埼玉県立蓮田	,000					共	普通科		埼玉県立浦和北高等学校
埼玉県立越	720	72	240	240	240	共	普通科	全日制	埼玉県立飯能南高等学校
	720	72				共	普通科	全日制	埼玉県立鶴ケ島清風高等学校
埼玉県立場	840	84	280	280	280	共	普通科	全日制	埼玉県立鷲宮高等学校
	, 040	1,04	360	360	320	共	普通科	全日制	埼玉県立朝霞西高等学校
埼玉県立吉川	960	96	320	320	320	共	普通科	全日制	埼玉県立川越西高等学校
	,000	1,00	360	320	320	共		全日制	
	, 000	1,00				共			埼玉県立坂戸西高等学校
埼玉県立桶	480		160	160	160	共			埼玉県立妻沼高等学校
埼玉県立和	, 000		320	320	360	共			埼玉県立越谷西高等学校
埼玉県立越	760		240	240	280	共	普通科	全日制	埼玉県立大宮東高等学校
t	240		80	80	80	共	体育科	A = 44	
埼玉県立新	960		320	320	320	共	普通科	全日制	埼玉県立南稜高等学校
埼玉県立ふし	120		40	40	40	共	外国語科	∧ n #il	
	600		200	200	200	共			埼玉県立桶川西高等学校
	960 960		320	320	320 320	共			埼玉県立所沢中央高等学校 埼玉県立草加東高等学校
松工用力用			320	320	+	共			
埼玉県立川埼玉県立川	600		280	280	280 200	共	普通科	全日制	埼玉県立三郷北高等学校 埼玉県立庄和高等学校
埼玉県立上尾	600		200	200	200	共	普通科		埼玉県立た州高等子校
埼玉県立志	120		40	40	40	共	音樂科	土口門	~ 工 不 工 仏 八 同 守 子 仅
埼玉県立所	600		200	200	200	共		全日制	埼玉県立岩槻北陵高等学校
埼玉県立日	,040		320	360	360	共			埼玉県立大宮南高等学校

埼玉県立飯能高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
14	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立越ケ谷高等学校	全日制	普通科	共	- 10	10	1.0	10	1,000
	定時制	普通科	共	80	80	80	80	320
埼玉県立久喜高等学校	全日制	普通科	女	280	280	280		840
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立小川高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立秩父高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立大宮高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
		理数科	共	40	40	40		120
埼玉県立小鹿野高等学校	全日制	総合学科	共					360
埼玉県立蕨高等学校	全日制	普通科	共	360	320	320		1,000
		外国語科	共	40	40	40		120
埼玉県立草加高等学校	全日制	普通科	共	360	360	320		1,040
	定時制	普通科	共				40	40
埼玉県立朝霞高等学校	全日制	普通科	共					1,000
	定時制	普通科	共	80	80	80	80	320
埼玉県立岩槻高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
		国際文化	共	40	40	40		120
	A - 4.4	科	n.					
埼玉県立蓮田松韻高等学校	全日制	普通科	共 #	0.00	0.00	0.00		720
埼玉県立越谷北高等学校	全日制	普通科	共共	360	360	360		1,080
埼 玉 県 立 坂 戸 高 等 学 校	全日制	理数科普通科	共	40	40	40		120
	至日制	外国語科	共	320 40	320 40	320 40		960 120
埼玉県立吉川美南高等学校	全日制	総合学科	共	40	40	40		360
均 玉 尔 立 口 川 天 田 向 寺 子 仅	定時制	普通科	共				40	40
	الراز (۱۳۰۱ ال	総合学科	共		l	l .	10	480
埼玉県立桶川高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立和光高等学校	全日制	普通科	共	200	200	240		640
埼玉県立越生高等学校	全日制	普通科	共	120	120	120		360
		美術科	共	40	40	40		120
埼玉県立新座高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立ふじみ野高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480
		スポーツ	共	80	80	80		240
		サイエン						
		ス科						
埼玉県立八潮高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立川口北高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科	共					720
埼玉県立志木高等学校	全日制	普通科	共	280	280	320		880
埼玉県立所沢北高等学校	全日制	普通科	共	360	360	400		1,120
埼玉県立日高高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480
埼玉県立深谷高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720

1:	定時制	工業技術	共					320
	AC - 4 11/1	科	,					02
埼玉県立久喜工業高等学校 :	全日制	電気科	共	40	40	40		120
		工業化学 科	共	40	40	40		120
		機械科	共	80	80	80		240
		環境科学 科	共	40	40	40		120
		情報技術 科	共	40	40	40		120
埼玉県立春日部工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80		240
		建築科	共	80	80	80		240
		電気科	共	80	80	80		240
埼玉県立熊谷工業高等学校	全日制	電気科	共	40	40	40		120
		建築科	共	40	40	40		120
		土木科	共	40	40	40		120
		機械科	共	80	80	80		240
		情報技術 科	共	40	40	40		120
埼玉県立三郷工業技術高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80		240
		電子機械 科	共	40	40	40		120
		電気科	共	40	40	40		120
		情報技術 科	共	40	40	40		120
		情報電子 科	共	40	40	40		120
埼玉県立深谷商業高等学校	全日制	商業科	共	160	160	160		48
		会 計 科	共	40	40	40		12
		情報処理 科	共	80	80	80		240
I	専攻科	情報会計 専攻科	共	40	40			80
埼玉県立幸手桜高等学校	全日制	総合学科	共					72
埼玉県立岩槻商業高等学校	全日制	商業科	共	120	120	120		360
		情報処理 科	共	80	80	80		240
埼玉県立浦和商業高等学校:	全日制	商業科	共	200	160	160		52
		情報処理 科	共	80	80	80		24
埼玉県立大宮商業高等学校 2	全日制	商業科	共	240	240	240		720
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
		商業科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立熊谷商業高等学校	全日制	商業科	共	160	160	160		480
		情報処理	共	80	80	80		240

320	埼玉県立越谷東高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280	840
	埼玉県立宮代高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240	720
120	埼玉県立浦和東高等学校	全日制	普通科	共	320	320	360	1,000
120	埼玉県立上尾橘高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200	600
	埼玉県立川越初雁高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240	720
240	埼玉県立入間向陽高等学校	全日制	普通科	共	320	360	320	1,000
120	埼玉県立草加西高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240	720
	埼玉県立川口青陵高等学校	全日制	普通科	共	320	280	280	880
120	埼玉県立伊奈学園総合高等学校	全日制	普通科	共	800	800	800	2,400
	埼玉県立芸術総合高等学校	全日制	美 術 科	共				120
240			音楽科	共				120
240			映像芸術	共				120
240			科					
120			舞台芸術	共				120
120			科					
120	埼玉県立川越工業高等学校	全日制	デザイン	共	40	40	40	120
240			科					
120			建築科	共	40	40	40	120
			機械科	共	80	80	80	240
240			電気科	共	40	40	40	120
120			化学科	共	80	80	80	240
		定時制	普通科	共				160
120			工業技術	共				320
120			科					
	埼玉県立川口工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80	240
120			電気科	共	80	80	80	240
			情報通信	共	80	80	80	240
480			科					
120		定時制	工業技術	共				320
240			科					
	埼玉県立浦和工業高等学校	全日制	電気科	共	80	80	80	240
80			機械科	共	80	80	80	240
			設備シス	共	40	40	40	120
720			テム科					
360			情報技術	共	40	40	40	120
240			科					
	埼玉県立狭山工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80	240
520			電気科	共	80	80	80	240
240			電子機械 科	共	80	80	80	240
720	埼玉県立大宮工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80	240
160	1、 五 八 五 工 木 向 寸 予仪	그 너 바기	電気科	共	40	40	40	120
160			建築科	共	80	80	80	240
480			電子機械	共	80	80	80	240
240			科		00	00		240
240	I		17				<u> </u>	

		情報管理 科	共	80	80	80		240
埼玉県立八潮南高等学校	全日制	普通科	共	80	80	80		240
		商業科	共	80	80	80		240
		情報処理	共	80	80	80		240
		科						
埼玉県立大宮光陵高等学校	全日制	普通科	共	200	240	240		680
		美 術 科	共	40	40	40		120
		音楽科	共	40	40	40		120
		書 道 科	共	40	40	40		120
埼玉県立和光国際高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
		外国語科	共	80	80	80		240
埼玉県立久喜北陽高等学校	全日制	総合学科	共					960
埼玉県立鳩ケ谷高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480
		園芸デザ	共	40	40	40		120
		イン科						
		情報処理	共	80	80	80		240
		科						
埼玉県立秩父農工科学高等学校	全日制	農業科	共	40	40	40		120
		食品化学	共	40	40	40		120
		科						
		森林科学	共	40	40	40		120
		科						
		電気シス	共	40	40	40		120
		テム科						
		機械シス	共	40	40	40		120
		テム科						
		ライフデ	共	40	40	40		120
		ザイン科						
		フードデ	共	40	40	40		120
	. L L. d.d.	ザイン科						
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
	専攻科	情報機械	共	20	20			40
		システム						
	A 11 Hul	専攻科	ш.	4.0	4.0	40		100
埼玉県立いずみ高等学校	全日制	生物生産	共	40	40	40		120
		科	-44-	40	40	40		100
		生物サイ	共	40	40	40		120
		エンス科	共	40	40	40		100
		生物資源	六	40	40	40		120
		化学科 環境デザ	共	40	40	40		120
		現現フリ イン科	六	40	40	40		120
		環境サイ	共	40	40	40		120
		環境リイ エンス科	<i>></i> <	40	40	40		120
1	J	ノハ付				<u> </u>		

		情報管理	共	80	80	80		240			科						
		科							埼 玉 県 立 皆 野 高 等 学 校	全日制	商業科	共	80	80	80		240
奇 玉 県 立 八 潮 南 高 等 学 校	全日制	普通科	共	80	80	80		240			情報処理	共	40	40	40		120
		商業科	共	80	80	80		240			科						
		情報処理	共	80	80	80		240	埼玉県立所沢商業高等学校	全日制	情報処理	共	80	80	80		240
		科									科						
埼 玉 県 立 大 宮 光 陵 高 等 学 校	全日制		共	200	240			680			国際流通	共	80	80	80		240
,		美術科		40	40	40		120			料	11.					
		音楽科	共	40	40	40		120			ビジネス	共	80	80	80		240
	A 11 Hul	書道科	共	40	40	40		120		A 12 Mail	会計科	-11-		0.0	0.0		0.4
埼玉県立和光国際高等学校	至日制		共	240	240			720	埼玉県立狭山経済高等学校	至日制		共	80	80	80		24
以 工 旧 土 b 吉 lb 四 吉 kb 兴 拉	全日制	外国語科	共共	80	80	80		240 960			会 計 科	共	80	0.0	0.0		0.4
		総合学科 普 通 科		160	160	160		480			云 計 科 情報処理	共	80	80 80	80 80		24
町 玉 泉 五 駒 ク 台 同 寺 子 仪	土口制	園芸デザ		40	40	40		120			科	75	00	00	80		241
,		メン科	六	40	40	40		120	埼玉県立熊谷農業高等学校	△□判	1''	共	40	40	40		12
,		情報処理	共	80	80	80		240	何 玉 宗 工 庶 谷 辰 未 向 寺 子 仪	土口削	及四杆子	77	40	40	40		12
,		科	77	80	00	00		240			生物生産	共	80	80	80		24
埼玉県立秩父農工科学高等学校	今 口 制		共	40	40	40		120			工学科	**	80	00	80		24
· 切 · 工 · 八 · 八 · 八 · 八 · 八 · 八 · 八 · 八 · 八	土口門	食品化学		40	40	40		120			生活技術	共	80	80	80		24
,		利	^	40	40	40		120			科	^	00	00	00		24
,		森林科学	共	40	40	40		120			生物生産	共	80	80	80		24
		科		40	40	40		120			技術科		00	00	00		24
		電気シス	共	40	40	40		120	埼玉県立杉戸農業高等学校	全日制		共	40	40	40		12
		テム科		40	-10	-10		120	和 工 尔 工 化) 展 来 尚 寺 子 仅	工口的	技術科		10	-10	40		12
		機械シス	共	40	40	40		120			園 芸 科	共	40	40	40		12
,		テム科		10	10	10		120			造 園 科	共	40	40	40		12
,		ライフデ	共	40	40	40		120			食品流通	共	40	40	40		12
,		ザイン科		10		10		120			科		10	10	10		
,		フードデ	共	40	40	40		120			生活技術	共	40	40	40		12
,		ザイン科									科						
!	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160			生物生産	共	40	40	40		12
!	専攻科	情報機械	共	20	20			40			工学科						
,		システム							埼玉県立川越総合高等学校	全日制	総合学科	共					72
,		専攻科							埼玉県立与野高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,08
埼玉県立いずみ高等学校	全日制	生物生産	共	40	40	40		120	埼玉県立鴻巣高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		60
,		科									商業科	共	80	80	80		24
,		生物サイ	共	40	40	40		120	埼玉県立所沢高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,08
,		エンス科								定時制	普通科	共	40	40	40	40	16
,		生物資源	共	40	40	40		120	埼玉県立上尾高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		72
		化学科									商業科	共	120	120	120		36
		環境デザ	共	40	40	40		120		定時制	普通科	共	40	40	40	40	16
ļ		イン科							埼玉県立寄居城北高等学校	全日制	総合学科	共					72
		環境サイ	共	40	40	40		120	埼玉県立豊岡高等学校	全日制	普通科	共					96
Į.		エンス科		1		i		i l	埼玉県立鳩山高等学校	人口畑	# '포 1V	共	120	120	120		360

埼玉県立狭山緑陽高等学校	定時制	総合学科	共	960
埼玉県立吹上秋桜高等学校	定時制	総合学科	共	960
埼玉県立大宮中央高等学校	通信制	普通科	共	6,000
	定時制	普通科	共	800

備考

1 単位制による課程を設置する学校の当該課程の生徒定員は、次の表のとおりとする。

1 単位制による課程を設置す) 自該課程の生				
学 校 名	課程	学 科	生	徒	定	員
埼玉県立大宮中央高等学校	通信制	普 通 科				2,000
	定時制	普 通 科				800
埼玉県立久喜北陽高等学校	全日制	総合学科				960
埼玉県立川越総合高等学校	全日制	総合学科				720
埼玉県立浦和北高等学校	全日制	普 通 科				1,000
埼玉県立進修館高等学校	全日制	普 通 科				120
		総合学科				560
		電気システ				40
		ム科				
		情報メディ				40
		ア科				
		ものづくり				40
		科				
埼玉県立羽生高等学校	定時制	普 通 科				640
埼玉県立浦和高等学校	全日制	普 通 科				1, 120
埼玉県立芸術総合高等学校	全日制	美 術 科				120
		音 楽 科				120
		映像芸術科				120
		舞台芸術科				120
埼玉県立川越工業高等学校	定時制	普 通 科				160
		工業技術科				320
埼玉県立川口工業高等学校		工業技術科				320
埼玉県立大宮工業高等学校		工業技術科				320
埼玉県立越ケ谷高等学校	全日制	普 通 科				1,000
埼玉県立坂戸西高等学校	全日制	普 通 科				1,000
埼玉県立小鹿野高等学校	全日制	総合学科				360
埼玉県立朝霞高等学校	全日制	普 通 科				1,000
埼玉県立戸田翔陽高等学校	定時制	総合学科				960
埼玉県立滑川総合高等学校	全日制	総合学科				880
埼玉県立誠和福祉高等学校	全日制	総合学科				360
		福 祉 科				240
埼玉県立不動岡高等学校	全日制	普 通 科				960
		外国語科				120
埼玉県立上尾鷹の台高等学校		普 通 科				720
埼玉県立新座柳瀬高等学校		普 通 科				720
埼玉県立鶴ケ島清風高等学校		普 通 科				720
埼玉県立寄居城北高等学校	全日制	総合学科				720

		環境建設	共	40	40	40	120
		科					
埼 玉 県 立 児 玉 白 楊 高 等 学 校	全日制	生物資源 科	共	40	40	40	120
		環境デザ	共	40	40	40	120
		イン科					
		機械科	共	40	40	40	120
		電子機械科	共	40	40	40	120
埼玉県立羽生実業高等学校	全日制	園芸科	共	40	40	40	120
		農業経済科	共	40	40	40	120
		商業科	共	40	40	40	120
		ビジネス	共	40	40	40	120
		会計科					
		情報処理 科	共	40	80	80	200
埼玉県立新座総合技術高等学校	全日制	電子機械	共	40	40	40	120
		科					
		情報技術 科	共	40	40	40	120
		デザイン	共	40	40	40	120
		科					
		総合ビジ ネス科	共	80	80	80	240
		服飾デザ	共	40	40	40	120
		イン科		10	10	10	120
		食物調理	共	40	40	40	120
	# rb 10	科 デザイン	共	1.5	1.5		0.0
	専攻科	専攻科	共	15	15		30
埼玉県立越谷総合技術高等学校	全日制	電子機械 科	共	80	80	80	240
		情報技術科	共	40	40	40	120
		流通経済	共	40	40	40	120
		科 情報処理	共	40	40	40	120
		科	**	40	40	40	120
		服飾デザ	共	40	40	40	120
		イン科	P				4
		食物調理科	共	40	40	40	120
埼玉県立羽生高等学校	定時制	普通科	共				640
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,							

し の 規
則は、
平成
二十七
年四月
一日
から施
行す
る。

の規則は、平成別別は、平成

埼玉県立狭山緑陽高等学校	定時制	総合学科	960
埼玉県立蓮田松韻高等学校	全日制	普 通 科	720
埼玉県立栗橋北彩高等学校	全日制	普 通 科	720
埼玉県立吹上秋桜高等学校	定時制	総合学科	960
埼玉県立本庄高等学校	全日制	普 通 科	960
埼玉県立吉川美南等学校	全日制	総合学科	360
	定時制	総合学科	480
埼玉県立幸手桜高等学校	全日制	総合学科	720
埼玉県立豊岡高等学校	全日制	普 通 科	960
·			

2 全日制の課程普通科に外国語コース、情報コース、体育コース、情報ビジネスコース又は 情報コミュニケーションコースを設置する学校の当該コースの生徒定員は、次の表のとおり とする。

外国語コース

学	課程		生 徒	定員	
子 仅 名	床 住	1年	2年	3年	計
埼玉県立大宮光陵高等学校	全日制	40	40	40	120

情報コース

学校	名	課程		生 徒	定 員	
7 10	40	床 任	1年	2年	3年	計
埼玉県立日高高等等	学 校	全日制	40	40	40	120
埼玉県立上尾橘高等:	学 校	全日制	80	80	80	240
埼玉県立三郷高等等	学 校	全日制	40	40	40	120

体育コース

学	校名	課程		生 徒	定員	
7-	仅 右	床 任	1年	2年	3年	計
埼日	E 県 立 八 潮 高 等 学 校	全日制	40	40	40	120
埼王	三 県 立 飯 能 南 高 等 学 校	全日制	80	80	80	240
埼∃	E 県立児玉高等学校	全日制	40	40	40	120

情報ビジネスコース

学	Þ	課程		生 徒	定員	
子 仅	名	床 任	1年	2年	3年	計
埼玉県立松伏高等	学 校	全日制	80	80	80	240

情報コミュニケーションコース

子 校 4 1年 2年 3年 計 埼玉県立白岡高等学校 全日制 40 80 80 200	学	枋	Þ	課程		生 徒	定員	
埼玉県立白岡高等学校 全日制 40 80 80 200	7	11X	70	环 任	1年	2年	3年	計
	埼 玉	県立自岡高	等 学 校	全日制	40	80	80	200

3 保護者の転勤等に伴う転入学及び第16条第4項に規定する入学に係る生徒定員は、埼玉県教育委員会教育長が別に定める。

埼玉県告示第千三百九十二号

۲ いう。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十) 第二十九条第一項の 規定により、 次のとおり特別保護地区を指定する。 八号。以下

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知 事 上 田 清 司

名称

奥秩 父特別保護地 区

区域

奥 秩 父鳥 揣 保 護区 の うち、 秩父市大滝地 (千九百四十三・ 内 の国有林埼玉森林計画区五十六林班

Ξ

か

ら六十一林

班

まで

の

区域。

七

^

クター

ル

平成二十六年十一月 一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

1 県指定特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

県指定特別保護地区の指定目

れている。 その自然環境は亜高山帯又は山地帯に属し、 当該区域 長野県及び山梨県と県境を接する埼玉県の最西部に位置する。 森林としての自然状態がよく保た

(絶滅 されている。 分類)など、 いもの)に分類)、 \Box ウモリやクマタカ また、 の 危機に瀕し 当 該区域では、 希少な種や、 τ ツキ (いずれも本県の いる種で、 ニホンカモシカ ノワグマ 生息分布が局限されて 近い 同 将来における野生で レッドデー 類 (絶滅の (特別天然記念物) ίI - タブッ る種の生息が 危険が増大し ク の をはじ で 絶滅 絶滅 てい 確認又は の 危 危険 (る種) 惧 性が クビ 推 В 定 に 高 ワ

れてい 経路を確保し、 資源を森林生態系内に保存し、 さらに、当該区域は、 秩父山地緑の る「秩父山地森林生物遺伝資源保存林 その生育・生息地の拡大と相互交流を促すことを目的に指定さ 回廊」 森林と一体 の一部でもある。 将来の利用可能性に資することを目的に となっ て自然生態系を構成する生物 の一部であり、 野生生物の移動 1指定さ の 遺 伝

特別保護地区に指定し、 を の ように、 図る上で極めて重要な地域 当該区域は、 森林鳥 本県 揣 であることから、 における生物多様 の生息地 の保護を図るものであ 性 法第二十九 の保全と 条 野生鳥獣 第一 項 . 基づ

埼玉県告示第千三百九十三号

平成十六年埼玉県告示第二千四十一号 (鳥獣保護区の更新について) に係る新座

鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

新座鳥獣保護区

二区域

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十号で告示した新座町鳥獣保護区の区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

埼玉県告示第千三百九十四号

平成十六年埼玉県告示第二千四十二号 (鳥獣保護区の更新について)に係る喜多

院鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

喜多院鳥獣保護区

二区域

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

埼玉県告示第千三百九十五号

平成十六年埼玉県告示第二千四十三号 (鳥獣保護区の更新について) に係る堂平

山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称

堂平山鳥獣保護区

区域

Ξ

昭和五十九年埼玉県告示第千五百五十四号で告示した区域

存続期間

保護に関する指針

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

兀

1

県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

県指定鳥獣保護区の指定目的

この区域は、 外秩父山地中央部に位置し、 標高が概ね二百メートルから八百

メ | トルの低山帯に属する。 多様な鳥獣が生息しており、 それらの保護を図る

ことを目的とする。

埼玉県告示第千三百九十六号

平成十六年埼玉県告示第二千四十四号(鳥獣保護区の更新につい 7 に係る大血

川奥鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

大血川奥鳥獣保護区

二区域

平成十六年埼玉県告示第二千四十四号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

を目的とする。 獣が生息している。 成される多様な森林植生を有している。 この区域は、 秩父多摩甲斐国立公園内に位置し、 これらの鳥獣の保護を図り、 大型哺乳類をはじめとして、 生物の多様性を確保すること 広葉樹や針葉樹などから構 多くの鳥

埼玉県告示第千三百九十七号

平成十六年埼玉県告示第二千四十五号(鳥獣保護区の更新につい て) に係る奥秩

父鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

奥秩父鳥獣保護区

<u>.</u>

区域

平成十年埼玉県告示第千三百七十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

を目的とする。 獣が生息している。 成される多様な森林植生を有している。 この区域は、 秩父多摩甲斐国立公園内に位置し、 これらの鳥獣の保護を図り、 大型哺乳類をはじめとして、 生物の多様性を確保すること 広葉樹や針葉樹などから構 多くの鳥

埼玉県告示第千三百九十八号

平成十六年埼玉県告示第二千三十九号(鳥獣保護区の変更につい て つ に係る観音

山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

観音山鳥獣保護区

二区域

平成十六年埼玉県告示第二千三十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

る山林地域と田畑や住宅が点在する山村地域からなり、 この区域は、 大型哺乳類をはじめとして、 県立西秩父自然公園の一角に位置し、二次林と植林地が混在す 多くの鳥獣が生息している。 合角ダムのダム湖があ 自然に対する理

解を深め、鳥獣を保護することを目的とする。

埼玉県告示第千三百九十九号

平成十六年埼玉県告示第二千四十六号 (鳥獣保護区の更新について) に係る越生

中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

越生中学校鳥獣保護区

二区域

平成六年埼玉県告示第千四百七十三号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

埼玉県告示第千四百号

平成十六年埼玉県告示第二千四十七号(鳥獣保護区の更新について) に係る萩ヶ

丘小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

萩ヶ丘小学校鳥獣保護区

二区域

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十号で告示した平中学校鳥獣保護区の区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

埼玉県告示第千四百一号

平成十六年埼玉県告示第二千四十八号 (鳥獣保護区の更新について) に係る高篠

中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

高篠中学校鳥獣保護区

二区域

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

埼玉県告示第千四百二号

平成十八年埼玉県告示第千八百四十号(鳥獣保護区の変更について) に係る遺跡

の森総合公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

遺跡の森総合公園鳥獣保護区

二区域

昭和六十年埼玉県告示第千六百九十一号で告示した美里中学校鳥獣保護区の

区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

埼玉県告示第千四百三号

平成十六年埼玉県告示第二千五十号(鳥獣保護区の更新について)に係る智光山

公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

智光山公園鳥獣保護区

二区域

平成六年埼玉県告示第千四百七十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

埼玉県告示第千四百四号

平成十六年埼玉県告示第二千五十一号 (鳥獣保護区の更新について) に係る笹井

小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

笹井小学校鳥獣保護区

区域

平成六年埼玉県告示第千四百七十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

埼玉県告示第千四百五号

平成十六年埼玉県告示第二千三十七号 (鳥獣保護区の指定について)に係る立正

大学・文殊寺鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

立正大学・文殊寺鳥獣保護区

二区域

平成十六年埼玉県告示第二千三十七号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

埼玉県告示第千四百六号

平成十六年埼玉県告示第二千三十八号 (鳥獣保護区の指定について)に係る大吉

鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

大吉鳥獣保護区

二区域

平成十六年埼玉県告示第二千三十八号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

埼玉県告示第千四百七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

越生ゴルフ場特定猟具使用禁止区域(銃)

区 域

昭和四十九年埼玉県告示第千二百九十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千四百八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 名称

比企北部特定猟具使用禁止区域(銃)

ī Ì

区 域

平成十九年埼玉県告示第千五百七十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千四百九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

行田特定猟具使用禁止区域 (銃)

. . .

区 域

平成二十年埼玉県告示第千四百十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千四百十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 名称

南河原特定猟具使用禁止区域 (銃)

三区域

平成六年埼玉県告示第千四百八十五号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千四百十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

杉戸・宮代特定猟具使用禁止区域 (銃)

二区域

平成二十二年埼玉県告示第千三百七十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千四百十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

美里・甘粕特定猟具使用禁止区域(銃)

二区域

平成六年埼玉県告示第千四百八十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千四百十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

大島新田特定猟具使用禁止区域 (銃)

二区域

平成二十年埼玉県告示第千四百二十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千四百十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称

中川特定猟具使用禁止区域(銃)

<u>.</u>

区域

平成十六年埼玉県告示第二千五十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千四百十五号

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名 称

北足立特定猟具使用禁止区域 (銃)

二区域

北	桶	上	ੈ ਹ	蕨	戸	Л
本	Л	尾	さいたま市		田	
市	市	市	ま 市	市	市	市
指定猟法禁止区域(鉛散弾の使用禁止)の区域を除く区域区及び平成二十三年埼玉県告示第千二百五十五号で告示した荒川平成九年埼玉県告示第千四百七十三号で告示した北本鳥獣保護	猟法禁止区域(鉛散弾の使用禁止)の区域を除く区域平成二十三年埼玉県告示第千二百五十五号で告示した荒川指定	指定猟法禁止区域(鉛散弾の使用禁止)の区域を除く区域区及び平成二十三年埼玉県告示第千二百五十五号で告示した荒川平成九年埼玉県告示第千四百七十二号で告示した上尾鳥獣保護	岩槻区の区域を除く区域七年埼玉県告示第二千六号で告示した荒川南部鳥獣保護区並びに県告示第千九百四十六号で告示した大宮公園鳥獣保護区、平成十駅和六十二年埼玉県告示第千五百九十九号及び平成十四年埼玉	全域	区の区域を除く区域平成十七年埼玉県告示第二千六号で告示した荒川南部鳥獣保護	芝川鳥獣保護区の区域を除く区域護区及び昭和六十一年埼玉県告示第千五百九十九号で告示した旧昭和四十三年埼玉県告示第八百六十九号で告示した川口鳥獣保

区の区域を除く区域平成十七年埼玉県告示第二千六号で告示した荒川南部鳥獣保護	朝霞市
区の区域を除く区域平成十七年埼玉県告示第二千六号で告示した荒川南部鳥獣保護	和 光 市
全域	伊 北 定 立 町
(大)	
県道加頁鳴巣泉と鳴巣市と加頁市の意界とので点を記点とし、次の区域を加えた区域 平成二十五年埼玉県告示第千四百四十七号で告示した区域に、	鴻巣市

草	Л	比	志	新
加	島	企	木	座
市	町	郡	市	市
全域		平成八年埼玉県告示第千六百六号で告示した区域	示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域川・柳瀬川鳥獣保護区及び平成十七年埼玉県告示第二千六号で告昭和六十三年埼玉県告示第千四百六十六号で告示した新河岸	護区(現新座鳥獣保護区)の区域を除く区域昭和三十九年埼玉県告示第七百三十号で告示した新座町鳥獣保

(面積四万七千三百五十八・三ヘクタール)

三存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千四百十六号

五条第一項の規定により、次のとおり 鳥獣 の保護及び狩猟の適正化に関する法律 特定猟具使用禁止区域を指定する。 (平成十四年法律第八十 八号)

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

大附特定猟具使用禁止区域 (銃

二区域

きがわ 町道都千五百六十七号線との接点に至り、 ら同町道に沿っ 同町道に沿っ 道に沿って西に進み、 て南に進み、 との接点に至り、 の接点に至り、 交点に至り、 十一号線との接点を起点とし、 ときがわ町道都千五百六十四号線との接点に至り、 企郡ときが 町の境界と ときがわ町道都千五百七十二号線との接点に至り、 て西に進 同地点から同県道に沿って南に進み、 て 北 同地点から同町道に沿って西に進み、ときがわ町 わ 同地点から同町道に沿って南に進み、 の交点に至り、同地点から同境界に沿って西に進み、 町大字西平地 に進み、 ときがわ町道二(三十二号線との接点に至り、 み ときがわ町道一 十一号線との接点に至り、 起点に至る線で囲まれた区域 内における県道大野東松 同県道に沿っ 同地点から同町道に沿って北西に て東に進み、 ときがわ町道一 同地点から同町道に沿っ 入間郡越生町と比企郡と Щ 線とときがわ 県道飯能寄居線と 道一 同地点から同 十二号線と 同地点 同地点 ときがわ 十四号線 町 から 道 町 進 の

現萩ケ丘小 ただし、 昭和三十 学校 鳥 九 獣保護区)の区域を除く。 年埼玉県告示第七百三十号で告示し た平中学校鳥獣保護区

(面積五百八十四ヘクタール)

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千四百十七号

五 一条 第 一 鳥獣 の 項 の 保護及び狩猟 規定により、 の適正化に 次 の とお 関 IJ する法律 特定猟具 $\overline{}$ 使用 平 成 禁止 十四年法律第 区域を指定する。 八 + 八号)

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

黒浜特定猟具使用禁止区域(銃)

二区域

号線と 沿っ ら上尾 至 沿 か 百十二号線と 二十七号線と 七十号線と ۲ ح 道に沿って北 との接点に 百七十 点 L と白岡市の から同市 の接点 の接点 に至 ij ത 動車 っ ら同市道に沿っ 六号線と 白岡 て北 の て北 同用 一道と 蓮 級河 交点 一号線 ıΣ 同 市 の 市 اتا 接点 に 地 東の 西へ に 道に沿って東 水 篠 沿っ Щ 至り、 の の 至り、 点 路 市 蓮 の に至り、 至 同 境界に至り、 津 、 進 み、 元荒川 接点に 接点に に至り、 ij ち南 東に進 に沿っ 田 ع と北足立 交点を経て、 の接点に至り、 の交点に 地点から同市 から同市 地 て北に 市 の接点に至り、 内 同地点 の 同 て東へ進み、 同地点から同市道 東のち南 に 至り、 み ع 至 境 地点から て 同地点から同境界に沿っ 久喜市と白岡市の境界との お 道に沿っ 進み 至り、 へ進み、 界 ıΣ 郡伊奈町 の 南 同 け たい沿っ 接点に 同地点 地 東に から同市 東北自動 る 同地点 同地点 のち北 さい 道に 点から同 県道 同地点 進 蓮田 同地 同自動車道に からさ 至り、 沿っ み、 て 白岡 の て たま市、 同 JR東北新 さ 境界に 地点 北 点 市道六百五十 か か 道 南 東に進み、 車道との交点に至り、 ١١ に沿っ に沿っ 東に進 ら同市 ら同市 市道に 西 から同市道に沿っ から て南西に 市道二百三十 白岡市道百十 たま栗橋線と اتا 同 い から 上尾市 たま市 至 地点から同境界に沿っ 同市道に沿っ 進 道に沿っ 幹線と ij 1沿っ 同市 て東 て南 沿って南に 道に沿っ み か τ 進み、 白岡市道七千二十三号線との 交点に と蓮田 と蓮田 南東に へ進み、 東に 同 道に沿って南 て南東に 白岡市道七千四百十七号線と 四号線と J 地点 八号線 R の交点に至り、 八号線との接点に 黒沼用水 て 進 白岡 東 て 至り、 進み、 て 南 み 北 市 市の境界に沿っ 進 τ 南に進み、 か み、 に進 ら蓮 本 南に進み、 進 市道七千四百二十九 同 ۲ の接点に の境界に至り、 南西に進み、 白岡市道七千四百三十 み 線 白岡市道七千七十号線 地点から の 同地点 分接点に 路と み 蓮田市と白岡 田 ۲ さ \land て西に 進み、 白岡市 市と北足立 の い 至り、 た 白岡 同地点 の 交点 白岡)同自動 交点 至り、 ま市、 東 から同境界 至 北自動 を経 進み、 て南東に 白岡 市道 ij 白岡 市道七千 道七千四 を 同 同 か 地点 蓮 田 市 市 市 七 車道 ら同 同地点 起点 て 接 同 Ó 道二 道 号 の 点 車 東 進 境 道 百 百 交

北 に進み、 進み、 に沿っ ら同 ら同 市道に沿って北東に進み、 って北東に進 点 道に沿っ 同市道に 5 5 に沿って南東に進み、 白岡市道二千百八十七号線と か 同接点に至り、 同境界に沿っ 同市道に沿って北東に進み、 道 東に進み、 から南に延長した直線との交点に至り、 に沿って南東に進み、 市 市道に沿って東に 白岡市道二千百五十五号線との接点に至り、 白岡市道百十六号線との接点に至り、 て 道 に沿っ 東に進 白岡 て北に進み、 沿って北に進み、 み、 白岡市道二千百二十一号線との接点に至り、 市道二千百八十六号線との接点に至り、 て東に進み、 み て南東に進み、 同地点から白岡市道二千百五十六号線に沿っ 白岡 白岡市道二千百四十一号線と白岡市道二千百五十六号線の 白岡 進み、 市道二千百二十二号線との接点に至り、 蓮田市と白岡市の境界との 白岡市道二千百九十一号線との接点に至り、 白岡市道二百十一号線との 市道二千百二十三号線との接点に至り、 _ 起点に至る線で囲まれた区 の接点に至り、 般国道百二十二号と 蓮田市道六百二十一号線との交点に至り、 久喜市と白 蓮田市道五十五号線と 同市 同地点から同直線に沿って北に 同地点から同市道に沿って西に進み、 同地点から同市道に沿っ の境界との接点に至り、 の接点 同地点から同市道に沿って北 交点に至り、 接点に至り、 の接点に至り、 同地点から同市道に (に至り、 同地点から同市道に て北西のち 同地点 同地点 同地 同地点か 同地 て 北 から から 点か 同地 同 点から同 に沿って 北に進 のち 進み、 同境 ら同 同市道 点 地点 5 から 同 沿 西 界 接 玉

(面積二千八百七十三・三ヘクタール)

三 存続期間

成二十六年十 一月一日から平 成三十年十月三十一 日 ま で

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千四百十八号

五 1条第一 鳥獣 の保護及び狩猟 項の規定により、 の適正化に関する法律 次 の とお IJ 特定猟具使用禁止区域を指定する。 (平成十四年法律第八十 ·八号)

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

栗橋特定猟具使用禁止区域(銃

二区域

同地点 転 に至り、 点 二年三月二十三日の合併以前 地 で 三十九号線との交点に至り 路との交点に至り、 道百十九号線との交点に至り、 稲荷木落排水路との交点に至り、 二年三月二十三日の合併以前 交点に至り、 接点に至り、 ら同国道に沿って南東に進み、 古河市の境界に沿っ から旧鷲宮町 に至り、 (に至り、 車道線との接点に至り、 との接点に至り、 点から久喜市と幸手市の境界に沿って南西に進み、 加 須 囲まれた区 の境界と 市 から同鉄道に沿って南西に進み、 同地点 同地点 久 喜 の交点に至り、 同 同地点 と旧栗 地点から同境界に沿って北西に進み、 同地点から同境界に沿って西に進み、 から同境界に沿って南東に進み、 から 市と茨城県古河市 **帰町の** 同境界に沿って北東に進み、 から同県道に沿って南東に進み、 同地点から同市道に沿って西に進み、 て南東に進み、 同地点から同用水路に沿って北に進み、 同地点 同地点から同県道に沿っ 境界に沿って西に 同地点 の栗橋町をいう。 の鷲宮町 久喜市道栗橋三百四十三号線との接点に至り、 同地点から同市道に沿って南東に進み、 か の 同地点から同排 ら同境界に沿っ から同市道に沿って東に 久喜市と茨城県猿島郡五霞町の境界と 境界を起点と をい 一般国道四号との交点に至り、 . أي 進み、 以下同じ) 以下同じ) J R 水路に沿っ 久喜市道栗橋二百四十七号線と Ų て北東に進 て南東に進み、 幸手市、 加須市と久喜市 東北新幹線と 久喜市道栗橋五百二十七号 久喜市と幸手市 般国道百二十五号と 同地点から久喜市と茨城 県道阿佐間幸手線と の境界に至り、 と旧栗橋 旧鷲宮 て北に進み、 進 加須市道大二千二百 み み の交点に至 県道利根 の 町 町 起点に至る線 加須市と久喜 境界と の境界と $\overline{}$ (平成二十 同地点 東川用水 平成二十 加須市 の交 同地点 の の Ш の 同 自 ത

(面積千五百七十八ヘクタール)

三 存続期間

成二十六年十 _ 月 一日から平成二十八年十月三十 日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千四百十九号

五 一条 第 一 の 項 の 保護及び狩猟 規定により、 の適正化に 次 の とお 関 IJ する法律 特定猟具 $\overline{}$ 使用 平 成 禁止 十四年法律第 区域を指定する。 八 + 八号)

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一名称

北川辺特定猟具使用禁止区域 (銃

二区域

接点に に至り、 を西に に至り、 至 に至り 点 1) 同 ۲ 号線との 境界との の 点 の 点 接点に (に至り、 ح ي ال 接点に至り、 IJ 地 線との交点に至り、 に至り、 に至り、 の接点に至り、 加須 の ത の接点に 点 同 接点に 至り、 延長 至り、 地点 市 交 同 から同県道 点に 同 至り、 至り、 地点 同地 接点 同地 接点に至り、 加 同 柳 地点から同市道に沿っ 須 同 を 地 生 同 同地点か し 至り、 さらに 至り、 地点 (に至り、 至 点 同 点 地 市 た直線との交点に至り、 か 点 地点から 同地点から同堤防 同地点 柏戸 同地 ij 同地 から ら同 市道 から 内 を同市道に沿って 同地 か に沿っ に 同地点 に沿っ 地 点 北 同 同市道に沿って南西に進み、 5 市道に沿って 点 同 5 同 お 同排 内に 点 から 地 に 地点から同市道に沿っ から同市道に沿っ から同国道に沿って西に進み、 同地 同地 同市道に沿っ 同 鉃 同地点から同 しし 進み、 市道 道に 点 から同市道に沿って南に進み、 て て 同市道 から同り て お から同市道に沿っ 水路に沿って南西に進み、 点から同市道に沿って南西に進み、 点から同市道に 南西に進み、 沿っ 南に進み、 しし に沿って北に 加 敷に沿っ 加 須 て て西に進み、 に沿っ 市 加 須市麦倉地内 南に進み、 南に進み、 て南東に 市]境界に て東に 須市 道 道二百一 に 同 沿っ 地点 道 て て北東に進み、 て南西に進み、 加須市道北千二百三十八号線との 加須市道北千百十 進み、 1進み、 1進み、 北二千二十 北 沿って東に 沿って東に 第 一 τ て東に進み、 から同直線に沿っ て北に進み、 号線と東武 加須市道北千百四十二号線との交点 県道柳生停車場線と 進 北 の鷲神社先 号 排 み 加須 加 須 に 加須市道北千二百五十二号線と 加須市と群馬県邑楽郡板 進 進み、 進み、 起点 水路 四号線と一 み 加須 加須市道百四号線との接点 市道北千 市 一般国道三百五十四号と 道 鉃 加 加須市道北千二百四十号 L(飯積用· 道日光 に至る 須市 北千 加 須 加須 市道百四号線と の旧合の 県道柳生停車場線と 八 加 加須市道北千五十 号 市道北千九十六号 て 須市 四十五号線と 四十 市 道北千百十一号 加 線と 線で 道二百 般 東に進み、 須市道百一号線 線 の接点に至 - 六号線 国道三百五十 川堤防敷と 水 道北千五十 ع 囲 路 の の 接 交 ま と の の 点 点 接点 に を 同 ij X 至 **ത**

沿っ 道 道 沿 沿っ 沿 北 沿 で لح 接 接 から に沿 号 河 市 5 同 同 南 道 に 東 の に沿っ 点 点 道 同 市 市 つ 西に て南東に ات 沿 つ 西に つ に 西に 線 用 線 接点 井 **ഗ**)沿っ 道に 沿 沿 道 っ ま に 同 に 市 て て て つ て て 進 か 道 لح لح い沿って 南東に 至 道 っ 南 進 て 北 て 北 南西に み れ 至 地 つ に 進 進 点 同 市 5 路 の に ഗ の に沿っ 1) 点 て北 沿っ 北東 て 北 西に 北 み 同 接点 地 沿 て北 て 東 との 至 接点 接点 に 道 東 南 ij X っ E 進 東 Ē 至 か 加 に 東に に進 東に進 ら同 て 進 み 進 進 に 進 進 須 理 西 て北西に に 加 に進 加 接 1) 同 か 同 加 に に を起点と 沿 み、 て 東 進 須市 み 進 み 須市 み 用道 至り、 至り、 6 地 か 点に 同地 地 に 市道北二千二百九 須市道二百九号線 っ 北東に 進 同 県 進 点 点 市 み に み か み 同 て北 み、 み 道 み 鉄 道 道北二千百六十四号線 加 利 地 か 進 加 加 路 至 点 から同市道に 加 道北千四百二十二号 に沿っ 進 飯 根 加 加須市道百七号線と 加 須 ıΣ 点 5 道 み 加 須市道北二千二百四 須 須 \wedge 同 か 同 東に に沿っ 同 進み、 須市 地 み 加 須 須 市 ĴΠ ത 5 地 か 加須市道 積向古河 市道北二千百二号線と 加須市道 市道北千三百六十号線 :堤防犬 道北千 須 市 進 同 5 市 加 市道北二千百九 同 点 点 同 !進み、 道二百 須市 て南 市道 道北 同 道 加 λ 地 か 市 か 地 に て 須 道 点 市 加 点 5 道 6 :沿っ 北二千 , 線 と (走堀 東に進 + 道 沿 北西 北二千三百五十九号線と 須 市北二千 二千七十 道二百九 百五号線との 兀 لح ۲ か 同 同 に か 加 八号 の接点 市道 つ 市道百六号 百三号線と — の接点 ら同 沿 県道 ら同 に 須市道北二千三百二十 の接点 号 沿っ て に て ع っ 線と 線と 七十 北 進 南 み 線と の 管 て に に 国 [号線と -号線 .沿っ 東に 六十 号 十九号線と の 交点 理用 沿っ 南に 東に に 道 て か に ۲ に 交点 の の の 加 七 線 の 至 に 北 至 進み、 須市道 接点に 交点に 接点に 交点に に至り、 交点に <u>ו</u> 道路 進 線 号 ٢ ع 至 の ıΣ́ て 進 て 西 加 八 ۲ の 沿 .号線 線と 接点に 接点 須市 ıΣ に至 南に み み の の 南に つ ത ۲ の の)接点)接点 の 接 接 を て 同 ち 同 ij 至り、 東武 点 地 地 進み、 北二千二百九 交点 点 の 至 同 至 に 至 至 の 南 進 南 南 加 道北二千三百四十号線 ۲ 加 ij 至り、 ij ij ij 須 交点 に至 交点 に至 点 み 東 地 に 至 点 須 東 の に 同 に 接点 鉄道日光 の 至 点 に 市道北二千二十四号 に 同 至 1) 地 か か 進 市 に 分接点に 至り、 七 ij ıΣ ıΣ ıΣ ら同 進 に に 同 か 地 同 同 同 点 同 5 み 渡 道北二千三百 加 進 号線 同進 に 至 至 地 5 同 地 地 点 同 地 から 地 良 須 か み 点 ıΣ́ か 地 点 至 1) 同 同 同 点 同 点 同 地 点 市 加 瀬 市 至り 線 + ۲ IJ 地 地 地 か 県 5 点 か 地 点 同 か 道 起 同 か か 道 須 Ш λ ·九号線 (市道二 点 ۲ の 地 ら同 道 同市 か 点 5 堀 ら同 道 堤 百十 同 点 点 点 5 か に 道 同 6 5 接 点 地 か か 地 か 同 同 6 同 に 沿 に 防 飯 に の 同 に か 至る 同市 5 5 沿 点 5 5 市 市 同 市 沿 六 点 同 か 地 5 道 市 地 道 道 百 5 同 つ 同 道 つ 道 + に 点 同 同 か 道 市 て の か 向 同 沿 道 に 至 点 市 て 市 道 に て 九. 五 **ത** か 市

(面積五百三十七ヘクタール)

Ξ 存続期間

禁止に係る特定猟具の種類平成二十六年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

兀

銃 器

埼玉県告示第千四百二十号

五 一条 第 一 鳥獣 の 保護及び狩猟 項の規定により、 の適正化に関 次 の とお IJ する法律 特定猟具使用禁止区域を指定する。 (平成十四年法律第八十 八号)

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

白岡特定猟具使用禁止区域(銃)

二区域

に沿っ 北西に 市 を北 同 つ み み 白岡 と一般国道百二十二号との交点(新河原井橋)を経 同 か 5 に に至り、 市道に 同市 進み、 に進み、 点から南に進み、 ら同市道に沿って南東に進み、 道 て南西に進 地点から同 蓮田 に沿っ 白岡 東に延長 市道二千百九十一号線との接点に至り、 白岡市道二百十一号線との接点に至り、 進 道に沿って南に進み、 て 市 沿って東に 市道二千百二十三号線との接点に至り、 同地点 と白岡 南西に進 白岡市道二千百二十二号線との接点に至り、 起点に至る線で囲まれ て 東のち |境界に み 白岡市道二千百二十一号線との接点に至り、 した直線との接点に至り、 から 市 み 白岡市道二千百八十六号線との接点に至り、 の 進み、 蓮田 :沿っ 南 境 蓮田市と白岡 に進み、 界 白岡市道二千百八十七号線との て ۲ 市と白岡市の境界に沿っ _ 白岡市道二千百五十五号線との接点に至 南西のち北西に進み、 白岡市道二千百五十六号線と 般国道百二十二号と 白岡市道百十六号線と た区域 市の境界に至り、 白岡市道二千百四十一号線との接点に至り、 同地点から同 同地点から同 同地点から同市道に沿って南西に 同地点 久 喜 ζ て北 の交点(同地 单 同地点から同市 の接点に至り 接点に至り、 直線に沿って南西に 白岡市道二千百九十一号線 東のち南東に進 点から同境界に沿っ から同市道に沿っ 新根 同地点か の接点に至り 市道に沿っ 蓮田市と白岡市 金橋)を起点と 同地点 ら同市 ij 同 同地 地点 から同市 道に み て北西に 同地点 進み、 同地点 点 道 沿 て南 同境界 か の 5 に っ 境 て か 道 進 同 沿 進 界 南 同

沿っ に沿っ つ て南西へ進 ただ て南東に進 て北に進み、 般国道百二十二号と白岡市道百十六号線の接点を起点 み 起点に至る線で囲まれ 隼人堀川との交点 白岡市道百十六号線との交点に至り、 集 た区域を除く 人堀橋)に至り、 同地点から同市道に沿 同地点 から同河川 ٢ 同 国 道

(面積四百二十四・九ヘクタール

三 存続期間

成二十六年十 _ 月 _ 日 か ら平成三十五年十月三十一日まで

銃器 上版 化

埼玉県告示第千四百二十一号

五 条第一 の 保護及び狩猟 項の規定により、 の適正化に 次の とお 関 IJ する法律 特定猟具使用 (平成十四年法律第八十 禁止区域を指定する。 八号)

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

小林特定猟具使用禁止区域(銃

二区域

に至り、 至 道菖 五十 線 点 長 久喜市道菖蒲二千六百九十号線との交点に至り、 蒲二千六百九十一 IJ 蒲 市 東 ら同市道に沿って北 同市道に 同市道に 点 に進み、 交点 した直 1) との から同市道 久喜市 て北東に進み、 から同市道 道に沿って南西に進み、 のち南に進み、 同地点 蒲千 九号線と 同 一号線と久喜市道菖蒲千七百四十五号線との接点に 久喜市菖 動車道に沿っ 地点 同地点 に 接点に至 沿って西に進み、 沿って南東に 菖蒲 至 久喜市道菖蒲二千四百七十号線との接点に至り、 同地 線と久喜市道菖蒲二千二百五十三号線と の 七百四十 交 ij から同市道に沿って北西に進み、 か に沿っ に沿っ 点 点 から同市道に沿っ ら同境界に沿っ の接点に至り、 町 蒲 ij に至 同地 から 小 町 久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、 号線との交点に至り、 林 久喜市道菖蒲二千百八十六号線との て西に進み、 下栢間と 五号線を ij 同地点 τ 点 同用水路に沿って北東に進み、 て南に進み、 東に進み、 地 進み、 から同 東に進み、 内 同地 に 久喜市道菖蒲二千百八十九号線との接点 首都圏中央連絡自動車道との交点に至り、 から同市道に沿っ お 南東に進み、 の 同地点から同市道に沿って南東に進み、 久喜市道菖蒲五十二号線と 点から同市道 市道に沿っ て南西のち南のち南西の L١ 境界 附廻堀との交点に至り、 て南西に進み、 久喜市道菖蒲二千六百九十六号線と Ţ 久喜市道菖蒲二十三号線との接点に至り、 同市道を延長した直線と見沼代用水路との の 久喜市道菖蒲二千七百四十七号線を北 接点に至り て北西に 同地点から同市道に沿って 久喜市と白岡 に沿っ て南東に 久喜市道菖蒲二十一号線との 久喜市道菖蒲二千四百二十号線 ...進み、 同地点 の交点 て南西に進み、 同地 久喜市道菖蒲千七百四十八 !進み、 ち北西に進み、 接点に至り、 市と 点 至り、 から同市道に沿っ の交点に を起点とし、 久喜市道菖蒲二千四百 同地点から同堀に か 同地点から同市道に 5 の 久喜市道菖蒲千七 境 同地点 同 界と 境界を北 至 久喜市菖 (に至り、 ij 南 同地点か 同地点 の 接 の 同地 西に 同地 久喜市道 から久喜 久喜市道 接 同 西に て 北 点 点 進 沿 地点 東に 町 同地 ら同 っ に か 交 か 同 か 7 進 至 沿 西 至 5

線との て北 单 線と 進み、 に 地点から 巣市と久喜市 蒲二千四百九十一号線との接点に至り、 四十六号線と 点 同地点から同県道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との 西に進み、 って北西に から同市道に沿って北東に進み、 に沿って北西に進み、 至り、 に至り、 同 の交点に至り、 東のち南 鴻巣市と久喜市と 久喜市道菖蒲七十 地点 接点に至り、 久喜市道菖蒲二千四百二十五号線との 同地 同市道に沿っ から同市道に沿って北西に進み、 進み、 同地点から同市道に沿って西に進み、 久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、 点 東に進み、 の境界との接点に至り、 の交点に至り、 から同市道に沿って東南に進み起点に至る線で囲まれた区域 県道川越栗橋線と 同地点から同市道に沿っ 同地点から同 久喜市道菖蒲二千三百九十五号線との接点に至り の て南西に進み、 四号線との接点に至り、 久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交接点に至り、 境界に至り、 同地点 久喜市道菖蒲二千四百四十七号線との交点に 市道に沿っ から の接点に至り、 同地点 久喜市道菖蒲二千二百五十三号線との交点 同地点から 同地点 同市道に沿っ 県道下石戸上菖蒲線との接点に至 て北西に進み、 から同境界に沿って 接点に至り、 て西に進 同地点 から同市道に沿っ 加須市と久喜市と 久喜市道菖蒲二千四百七十九号 同地点 み て北西に進み、 から同市道に 同地点 久喜市道菖蒲二千七 から同県道に沿っ 久喜市道菖蒲十五号 同地点から同市 北 て西に進み、 から同市 沿って の境界に に進み、 久喜市道 南西 同地 道 沿っ て に 加須 1) 交 道 百 南

(面積六百六十一・四ヘクタール)

三 存続期間

成二十六年十 _ 月 日 から平 成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千四百二十二号

五 一条第一 鳥獣 の 保護及び狩猟 項の規定により、 の適正化 次の に とお 関 IJ する法律 特定猟 具 $\overline{}$ 使用 平 成 禁止 十四年法律第 区域を指定する。 八 + 八号)

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一名称

白岡第二特定猟具使用禁止区域(銃

二区域

道に沿 道に 沿 線 接 県道に沿って か 千二十三号線 接点に至り、 同 て 久喜市との 百十七号線と 九号線との接点に至 の に至り、 に沿って に至り、 て東に 地 つ 南 っ っ ത との ۲ 接点に至り、 点に至り、 白岡市 沿っ 西に 点 て て て南西に 境界に沿っ の接点に 同 久喜市、 の接点に 西に 北 ัว 地 か ら白 て 南 進み、 北 点か 寺塚 西 進 て南西に進み、 同地 同地 み 東 進 境界に至 \wedge 進 進み、 に進み、 南東に 同地点 同地点 み ع の 至 至 点 点 畄 東に進み、 白岡市と南埼玉郡宮代 5 地 同地 市と て南に進み、 ij ij から から み さ 同 内 白岡市道九千四百二十号線との の接点に至り 接点に至り、 県道さ しし 自 に 蓮田 さら ij ij 同地点 心点から 同市 進 か か 同 動 たま 白岡市道九千百四十二号線 同地点から同 お 白岡 み 車 ら同市道に沿って北に進み、 ら同市道に 市道に沿っ しし に 市と 同地 ŀ١ 道 道 市と白岡 白岡市道百四号線との 白岡市道二百十三号線と 同地点か ζ 南 に に たま幸手線との 市道百六号線との接点に至り、 白岡市道百五号線と から同市道に沿って北西に 同市道に沿っ 県道さ 同地点 1沿っ 沿っ \land 点 の 東 進 境 か 同 北 て北に進 か 市 界 市 ら同境界に沿っ 地 ら同市道に沿っ 沿って北に進み、 て北東へ て北西に 自 たい沿っ ١١ 町 点から同市 道に沿って西へ進み、 動車道と県道春日部菖蒲線と から同市道に沿って北東に進 の境界との さ たま幸手線との ۲ い の て北に進み、 たま市、 進み、 1進み、 て 西 接点に至り、 み 境界に至り、 ع 白岡市 接点に至り、 交点に至り、 接点に至り、 の接点に至り、 道に沿っ ^ 進み、 て北 て 北 白岡 白岡 の接点に至り、 の接点に至り、 蓮田 白岡市道七千四百七十号線と 白岡市道七千八十 白岡 交点に至り、 西 進 道七千四百七十 東に進み、 市道百二十七号線と 市道二百十二号線と 市と白岡市 [へ進み、 み、 て北西に 同 同 東北自動車道との 同 地点から同県道に沿 地点から白 白岡市道七千四百二十 市道七千四百三十六号 同地点 同地点から同 白岡市道七千七十 同 地点から同市 地点 同 白岡 同地 地 進み、 み 同 さ の の 境 交点を から同市 地 点 同 5 から同境界 点 点 から 地点 に 市道七千四 六号線と 岡市と宮 白岡市道 界に至 号線と 白岡市 から か 南 0交点に 道に 同市 市道 東に 起点 か の の 道 同 同 5 ij 道 つ 沿 同 ത

至り、同地点から同自動車道に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

(面積六百九十六・五ヘクタール)

三存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

充层

示

埼玉県告示第千四百二十三号

五条第一項の規定により、 鳥獣 の保護及び狩猟 の適正化に関 次 の とお IJ する法律 特定猟具使用禁止区域を指定する。 (平成 十四年法律第八十 八号)

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知 事 上 田 清 司

名称

上栢 間 特定猟具使用禁止区 域

区域

百五十五号線と 1) 地点から同市 同市道に 同 つ 境界と久喜市道菖蒲二千四百九十一号線との接点に至り、 道行田蓮田線との交点を経て、 市との境界に至り、 との交点に至り、 み に至り、 市道に 点に 久喜市 .蒲二千四百五十一号線との接点に至り、 て北東に進み、)を起点と 同地 の 至 接点 ij 同地 沿って東に 沿って南東に 菖蒲 点を同県道に沿っ (に至り、 道に沿っ 点 町 同 上 の接点に至り、 地点から同市道に沿って南 から同市道に沿って東に進み、 久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との接点に至り、 同地点 同地 栢 進 同地点 間 .)進み、 み、 点 地 同地点から同市道に て南東に進み、 から 内 から同県道に沿っ 久喜市道菖蒲二千四百七十九号線との交点に至 に て北東に進み、 から鴻巣市と久喜市との境界に沿って北 久喜市道菖蒲十五号線との交点に至り、 同境界に沿っ お さらに北東 同 しし 地点から て、 久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との 県道 Fに進み、 沿って南に のち南東のち北東のち北西に進み、 Ш 同市道に沿って南東に進み、 て北西に進み、 て 久喜市道菖蒲二千四百六十六号線 同 南西に進 越栗橋線と栢間赤堀と 地 県道下石戸上菖蒲線と 点から 久喜市道菖蒲二千四百七 進み、 み 同 市 鴻巣市、 同地点から同市道に 久喜市と · 道 に 久喜市道菖蒲二千四 沿っ 西に進み、 桶川市と久喜 桶 の て の交点 同地点 交点 川市 同地点か 南 久喜市道 東に ij **(**赤 の 十三 に 接点 か 境 至 進 沿 同 同 5

起点に至る線で 囲まれた区域

面積二百五十三・七ヘクター

ル

 \equiv 期

平成二十六年十一月 一日から 平成三十年十月三十 日まで

兀 禁止に係る特定猟具 の 種類

埼玉県告示第千四百二十四号

出 公告し、 の概要等について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂川越店

埼玉県川越市新富町一丁目二十

口 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社イ = カ 堂 代表取締役 亀井淳

(変更後)株式会社イトー ∄ 力 堂 代表取締役 戸井和久

大規模小売店舗におい て小 売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

変更後) 株式会社イトー = 力 堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八

八 変更年月日

平成二十六年五月十五日

二 届出年月日

平成二十六年十月一日

二 縦覧期間

平成二十六年十月二十八日から平成二十七年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模 小売店舗立地法第八条第二項の 規定により、 当該大規模小売店舗の 周辺

の 地域 の 生活環境の保持 の ため配慮すべき事項につ ĺ١ て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

1 意見書提出期間

意見書提出先平成二十六年十月二十八日から平成二十七年二月二十八日まで

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千四百二十五号

り届出があった。 中里用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとお 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏名

職名

住

所

理事 馬 場 和 夫 埼玉県坂戸市大字中里二百五十五

監事 馬 場 武 夫 埼玉県坂戸市大字中里二百六十一

埼玉県告示第千四百二十六号

た者の氏名及び住所について、次のとおり届出が 羽 生領島中領用排水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 かあった。

平成二十六年十月二十八日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

就任

名 氏 住 所

武 埼 玉 県羽 生市南五丁目十 八番地十二

理

同

良原 良 同 同 大字下 ·岩瀬 四百六 +兀

上

川俣千百

四十二番地

番地

同 同 義 同

同

吉 朌 榮 市 同 同 同 秀安百十五

杉 同

同

同

北荻島

七百十番

地

番地

河 同 同 三田ケ谷二百七十二番地 藤井上組百三十三番地

同

同

同

坂

同

尾 隆 同 同 下 村君二千三百二十二番

地

同 三 保 男 加 須市大越六百十二番地

香 同 同 上樋遣川三千七百十七番地

夫 同 同

七十三番

地

田 喜 成 同 同 下三俣千百八 + 八 番地

義 男 同 同 杓子 木四 百五 十四番地

夫 同 同 細間千九十九番地

同 同 中渡六十番地 _

同 同 栗橋 千四百五番 地

同

Щ

同

金

榮

同

久

喜

市佐間四百

八十四番地

同

丸

辰

夫

同

蓮

見

功

同

同

琴寄

八百二十四番地

同

吉

安

同

大

同

同

矢

正

同

同 同 里五十二番 地

達

事 羽生市大字喜右工門新田千五百四

喜 市 新 井四百二番 地

加須市杓子木三百六十五

番

地

番 地

イ号

理事 加 須 市 久下三丁目四百三十一番地

員

外

同

良 同 口千六百三十三番地

理 同 登志男 同 埼 玉 羽所 同 市 南 字 五. 小 丁 松千百 目 +九

同 同 同 同 同 同 同 北荻島七百十番地 加羽ケ崎二百二十三 番 地

同

同

稲子三百二十番

地

番

地

同

同 同 同 発戸千百七十四番 地

同 三田 ケ谷二百七十二番 地

同 同 同下 村君二千三百二十二番地

小 石 尾 河 大 坂 竹 林 達 元 夫 同 同 加 同 須市 外野二百三番地 樋遣川五千六百

 \equiv 田 ツ 木 村 英 成 同 同 同 同 岡古井三十三番地 下三俣千百八十 八番地

+

竹 男 同 同 杓子 木四百五 十四番地

同 同 道目三百二十一

同 琴寄三百二十一 番 番地

地

同 佐間四百 八十四番

同 同 中 里 五. 十二番 地

同 加 須市 北平野 十四番 . 地 三

久 (喜市 新 井四百二番 地 ___

加 須 市 久下三丁目四百三十一番地

員 外

理事

口

大

次 正 同

達

事

同

羽

生市

大字

上

川

崎百

兀

+

七

番

地

同

金

榮

同

同

山

加

同

久

喜市

栗橋千四百五番地

同

丸

山

辰

夫

同

同

渡六十番地

同

蓮

見

同

同

小

野 田

哲

同

大

同

同

同

同

同

同

同

同

口千六百三十三番地

良

埼玉県告示第千四百二十七号

届出があった。 元荒川土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

住

理事 田 稔 埼玉県さいたま市岩槻区大字末田二千五百九十番地

藤 井 肇 同 越谷市大字小曽川四百六十一番地

監事

職名

氏

名

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長内 藤敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 日高川島線

三 道路の区域

		旧
新	旧	新
		別
一九〇二番一地先まで一九〇二番一地先まで	坂戸市大字赤尾字林台一九〇五	区間
二・〇八~	二八・七四	(メートル) 敷地の幅員
九 八 三 三	•	(メートル) 長
交通安全整備工事		備考

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター 所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年十月二十三日

指令川建セ第二六〇〇三八一号

一検査済証番号

平成二十六年十月二十四日

川建セ第二六〇一〇〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字中山字宮本千七百六十七番三の一部、千七百六十七番

十二、千七百六十七番十四、千七百六十九番十六、千七百七十番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市的場新町十四番地二

株式会社 秀拓 代表取締役 米原 祥雅